業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「の前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、同項第二号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「又は連結事業年度以後」を「以後」に、「又は各連結事業年度における第二十一項」を「における第二十項」に、「合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額」を「合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額」に、「合併前三年内事業年度等の区分」を「合併前三年内事業年度の区分」に、「定める事業年度又は連結事業年度」を「定める事業年度」に改め、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号中「合併前三年内事業年度等」を「合併事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「第二十二項」を「第二十一項」に、「又は連結事業年度以後」を「以後」に、「又は各連結事業年度における第二十一項」を「における第二十項」に、「分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額」を「分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額」に、「分割等前三年内事業年度等の区分」を「分割等前三年内事業年度の区分」に、「定める事業年度又は連結事業年度」を「定める事業年度」に改め、同項第一号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第二号中「又は連結事業年度」を削り、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同項第三号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十二項」を「第二十一項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」を「所得等申告法人三年前事業年度開始日」に、「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度」に、「被合併法人等前三年内事業年度等」を「被合併法人等前三年内事業年度」に、「被合併法人等三年前事業年度等開始日」を「被合併法人等三年前事業年度開始日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第二十二項第二号」を「第二十一項第二号」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は個別調整国外所得金額」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第二十二項」を「第二十一項」に、「前三年内事業年度等」を「当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「により分割法人等」の下に「である他の内国法人」を、「適格分割等が」の下に「当該適格分割等の日の属する」を加え、「連結親法人事業年度」を「事業年度」に改め、「開始の日」の下に「から一月以内」を、「とき」の下に「当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。」を、「同項中「」の下に「以後」を、「とあるのは、「」の下に「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「所得等申告法人」を「分割承継法人等」に、「第二十二項」を「第二十一項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第二十一項」を「第二十項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「第三百二十一条の八第三十三項」を「第三十四項若しくは第三十五項」に、「第九項又は第二十一項」を「第八項又は第二十項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、同項を同条第三十項とする。

第四十八条の十四中「第三百二十一条の八第三十三項」を「第三百二十一条の八第四十四項」に改める。

第四十八条の二第一項中「又は当該連結事業年度分」を削り、「第三百二十一条の八第三十三項」を「第三百二十一条の八第四十四項」に改める。

第四十八条の十四の三の見出し及び同条第一項中「第三百二十一条の八第三十四項」を「第三百二十一条の八第四十五項」に改める。

第四十八条の十四の四の見出し中「第三百二十一条の八第三十四項」を「第三百二十一条の八第四十五項」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第三十四項」を「第三百二十一条の八第四十五項」に、「同条第三十四項」を「同条第四十五項」に改める。

第四十八条の十四の五（見出しを含む。）中「第三百二十一条の八第三十五項第三号」を「第三百二十一条の八第四十六項第三号」に改める。

第四十八条の十四の六の見出し及び同条第一項中「第三百二十一条の八第三十七項」を「第三百二十一条の八第四十八項」に改める。

第四十八条の十四の七の見出し中「第三百二十一条の八第三十七項」を「第三百二十一条の八第四十八項」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第三十七項」を「第三百二十一条の八第四十八項」に、「同条第三十五項」を「同条第四十六項」に改める。

第四十八条の十五第一項中「第三百二十一条の八第三十八項」を「第三百二十一条の八第四十九項」に改め、同条第三項中「読み替えて」を削る。

第四十八条の十五の二第一項第一号中「第三百二十一条の八第二十八項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項」を「第三百二十一条の八第四十項（同条第四十一項（同条第四十二項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第四十二項」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「）若しくは法第三百二十一条の八第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書」を「以下この号において「法人の市町村民税の確定申告書」という。）が提出された日（当該法人の市町村民税の確定申告書がその提出期限前に提出された場合には当該法人の市町村民税の確定申告書」に改め、「又は法第三百二十一条の八第二十九項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）」を削り、同項第二号中「第三百二十一条の八第二十八項又は第二十九項」を「第三百二十一条の八第四十項」に改める。

第四十八条の十五の三第一項第一号中「この項及び次条第一項において同じ。）を」を「この号及び次号において同じ。）を」に、「以下この項に」を「次号及び第三号に」に、「以下この項及び次条第一項において同じ。）の」を「次号及び第三号において同じ。）の」に改め、同項第三号中「当該条約相手国等」を「条約相手国等」に改める。

第四十八条の十五の四を削る。

第四十八条の十六中「法」を「第九条の九の六の規定は、法」に、「は、第九条の九の七に規定する事務所又は事業所とする」を「について準用する」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の九の六中「第五十三条第一項」とあるのは、「第三百二十一条の八第一項」と読み替えるものとする。